

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
移動を行う職員の数 超過する11名		入院患者の数が 入院療養の定員 を超える場合	看護・介護職員の 数が標準に満た ない場合	注	看護支援専門員 の数が標準に 満たない場合	看護職員が標準 に満たない場合 かつ 看護職員が標準 に満たない場合	療養病室に標準 に満たない場合 かつ 療養病室に標準 に満たない場合	療養病室に標準 に満たない場合 かつ 療養病室に標準 に満たない場合	療養病室に標準 に満たない場合 かつ 療養病室に標準 に満たない場合	一定の要件を満 たす人住患者の 数が標準に満た ない場合	複数のユニットリ ームをユニット毎 に配置していない 等ユニット内に ける体制が未整備 である場合	身体拘束器具未 実用	部下職が設備基 準を満たさない場 合	医師の配置につ いて標準に準ず る標準に満たな い場合	夜間勤務等着 用する職員の 数に標準に準ず る標準に満たな い場合	夜間勤務等着 用する職員の 数に標準に準ず る標準に満たな い場合	夜間勤務等着 用する職員の 数に標準に準ず る標準に満たな い場合	居住性認知症患 者ケア法案	
(1) 療養型 介護療養 施設サービ ス費 (1日につき)	一) 療養型 介護療養施設 サービス費 ( ) 療養機能強化型A <従来型個室>	要介護1	945	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
		要介護2	748																
		要介護3	573																
		要介護4	408																
		要介護5	1154																
		要介護1	873																
		要介護2	728																
		要介護3	1016																
		要介護4	1118																
		要介護5	1206																
		要介護1	963																
		要介護2	769																
	要介護3	1201																	
	要介護4	1096																	
	要介護5	1187																	
	要介護1	749																	
	要介護2	851																	
	要介護3	1077																	
	要介護4	1173																	
	要介護5	1258																	
	要介護1	733																	
	要介護2	891																	
	要介護3	1126																	
	要介護4	1222																	
要介護5	1318																		
要介護1	770																		
要介護2	878																		
要介護3	1108																		
要介護4	1206																		
要介護5	1295																		
要介護1	589																		
要介護2	693																		
要介護3	846																		
要介護4	993																		
要介護5	1033																		
要介護1	698																		
要介護2	711																		
要介護3	867																		
要介護4	1018																		
要介護5	1058																		
要介護1	736																		
要介護2	799																		
要介護3	951																		
要介護4	1098																		
要介護5	1138																		
要介護1	713																		
要介護2	819																		
要介護3	976																		
要介護4	1126																		
要介護5	1166																		
要介護1	587																		
要介護2	674																		
要介護3	818																		
要介護4	968																		
要介護5	1007																		
要介護1	780																		
要介護2	824																		
要介護3	1074																		
要介護4	1113																		
要介護5	1154																		
要介護1	758																		
要介護2	758																		
要介護3	1076																		
要介護4	1076																		
要介護5	1076																		
要介護1	759																		
要介護2	865																		
要介護3	1008																		
要介護4	1058																		
要介護5	1182																		
要介護1	854																		
要介護2	758																		
要介護3	862																		
要介護4	951																		
要介護5	1036																		
要介護1	759																		
要介護2	865																		
要介護3	988																		
要介護4	1058																		
要介護5	1143																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		
要介護1	771																		
要介護2	876																		
要介護3	1093																		
要介護4	1155																		
要介護5	1280																		
要介護1	830																		
要介護2	908																		
要介護3	1143																		
要介護4	1243																		
要介護5	1326																		
要介護1	790																		
要介護2	895																		
要介護3	1126																		
要介護4	1222																		
要介護5	1314																		

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき810単位を算定（(2)及び(4)の基本単位に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき + 30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回、又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回)を限度に、460単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
	(二) 訪問看護指示加算	d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
		f 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(9) 経口移行加算 (3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (3)	(一) 経口維持加算 ( )	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算 ( )	(100単位)	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心症状状態急変対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)		
(18) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 6単位を加算)	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の80 / 100)	
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算					
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 627 単位) 要介護2 ( 676 単位) 要介護3 ( 724 単位) 要介護4 ( 772 単位) 要介護5 ( 822 単位)	× 95 / 100		-63単位 -68単位 -72単位 -77単位 -82単位 -85単位							
		b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 ( 654 単位) 要介護2 ( 706 単位) 要介護3 ( 756 単位) 要介護4 ( 807 単位) 要介護5 ( 858 単位)			-65単位 -71単位 -76単位 -81単位 -86単位							
		c 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 ( 645 単位) 要介護2 ( 695 単位) 要介護3 ( 745 単位) 要介護4 ( 795 単位) 要介護5 ( 845 単位)			-65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位							
		d 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜多床室＞	要介護1 ( 731 単位) 要介護2 ( 780 単位) 要介護3 ( 830 単位) 要介護4 ( 877 単位) 要介護5 ( 926 単位)			× 95 / 100			-73単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位				
		e 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 815 単位) 要介護3 ( 866 単位) 要介護4 ( 916 単位) 要介護5 ( 968 単位)						-76単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位				
		f 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 803 単位) 要介護3 ( 853 単位) 要介護4 ( 902 単位) 要介護5 ( 954 単位)						-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位				
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 549 単位) 要介護2 ( 593 単位) 要介護3 ( 637 単位) 要介護4 ( 682 単位) 要介護5 ( 725 単位)	× 70 / 100	× 95 / 100				-55単位 -59単位 -64単位 -68単位 -73単位				
		b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜多床室＞	要介護1 ( 656 単位) 要介護2 ( 699 単位) 要介護3 ( 743 単位) 要介護4 ( 787 単位) 要介護5 ( 831 単位)						-66単位 -70単位 -74単位 -79単位 -83単位				
		(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜ユニット型個室＞						要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 802 単位) 要介護3 ( 850 単位) 要介護4 ( 898 単位) 要介護5 ( 947 単位)	× 97 / 100	× 95 / 100	-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位	
						(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)			-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位	
			(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 920 単位) 要介護5 ( 971 単位)			× 95 / 100			× 97 / 100	-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位
						(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜ユニット型個室の多床室＞							要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 802 単位) 要介護3 ( 850 単位) 要介護4 ( 898 単位) 要介護5 ( 947 単位)
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)		× 95 / 100	× 97 / 100	-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位								
	(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞				要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 920 単位) 要介護5 ( 971 単位)	-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位							

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 ( 1 )	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算		(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
(5) 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
(6) 低栄養リスク改善加算 ( 1 )		(1月につき 300単位を加算)	
(7) 経口移行加算 ( 1 )		(1日につき 28単位を加算)	
(8) 経口維持加算(1月につき) ( 1 )		(一) 経口維持加算( ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
		(二) 経口維持加算( ) (100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 ( 1 )		(1月につき 30単位を加算)	
(10) 口腔衛生管理加算 ( 1 )		(1月につき 90単位を加算)	
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算 ( 1 )		(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 ( 1 )			
(14) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)	
		(二) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算	
(16) 排せつ支援加算 ( 1 )		1月につき 100単位を加算	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( )ハ	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算( )ニ	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 25 / 1000)	
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の80 / 100)	
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000)	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	

一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、( 1 )を適用しない。

八 老人性認知症医療費削減を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注					
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定めた看護職員の員数に100を乗じて得た数未満の場合	病棟の定数確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定めた数未満である場合	病棟の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定めた数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	活動的ユニット・グループをユニット毎に配置していない等ユニットが不足する状態の場合	身体拘束禁止の実施状況
(1) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) 看護<3.1>介護<6.1>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,079 単位 要介護5 1,079 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	-97単位 -110単位 -117単位 -108単位 -114単位 -127単位 -134単位 -92単位 -105単位 -119単位 -102単位 -109単位 -116単位 -123単位 -109単位 -115単位 -106単位 -119単位 -126単位 -87単位 -100単位 -113単位 -98単位 -104単位 -111単位 -117単位 -92単位 -99単位 -104単位 -111単位 -107単位 -95単位 -102単位 -81単位 -83単位 -102単位 -108単位 -116単位 -103単位 -116単位 -103単位 -116単位 -123単位 -130単位 -103単位 -116単位 -123単位 -104単位 -111単位 -104単位 -118単位 -104単位 -111単位 -125単位 -131単位	
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 1,877 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,079 単位 要介護5 1,079 単位						
		(二) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) 看護<4.1>介護<4.1>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位						
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位						
		一般病院	(三) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) 看護<4.1>介護<5.1>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>						要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位
	b 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>			要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位						
	(四) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) 看護<4.1>介護<6.1>		a 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 874 単位 要介護2 1,029 単位 要介護3 1,029 単位 要介護4 1,312 単位 要介護5 1,312 単位						
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 874 単位 要介護2 1,029 単位 要介護3 1,029 単位 要介護4 1,312 単位 要介護5 1,312 単位						
	(五) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) 経過措置型		a 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 874 単位 要介護2 1,029 単位 要介護3 1,029 単位 要介護4 1,312 単位 要介護5 1,312 単位						
	b 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 874 単位 要介護2 1,029 単位 要介護3 1,029 単位 要介護4 1,312 単位 要介護5 1,312 単位								
	(2) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 724 単位 要介護2 850 単位 要介護3 850 単位 要介護4 914 単位 要介護5 914 単位							
		(二) 認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 724 単位 要介護2 850 単位 要介護3 850 単位 要介護4 914 単位 要介護5 914 単位							
	(3) ユニット型認知症療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100		×95/100
			b ユニット型認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位						
	一般病院	a ユニット型認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位							
b ユニット型認知症療養型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室>		要介護1 1,702 単位 要介護2 4,104 単位 要介護3 1,188 単位 要介護4 1,227 単位 要介護5 1,227 単位								
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)	入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき30単位を算定 入院患者に対して、専断的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき30単位を算定									
(5) 退院時指導等加算(1)	(一) 退院時指導等加算( )	a 退院前訪問指導加算( ) (入院中1回又は2回)を限度に、450単位を算定	400単位	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
		b 退院後訪問指導加算( ) (退院後1回を限度に、450単位を算定)					500単位			
(二) 訪問看護指示加算( ) (入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)	500単位									
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。									
(7) 低栄養リスク改善加算(1) (1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。									
(8) 経口移行加算(1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。									
(9) 経口維持加算(1月につき1)	(一) 経口維持加算( ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。								
		(二) 経口維持加算( ) (100単位)	注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。							
(10) 口腔衛生管理体制加算(1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合									
(11) 口腔衛生管理加算(1) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。									
(12) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))										
(13) 在宅復帰支援機能加算(1) (1日につき 10単位を加算)										
(14) 特定診療費(1)										
(15) 排せつ支援加算(1) (1月につき 100単位を加算)										
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算( )ハ (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算( )ニ (1日につき 6単位を加算)									
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(三)の80/100)									
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×11/1000)									

一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合は、(1)を適用しない。